

外国PEPs等（外国の重要な公的地位を有する者）に該当する方へ

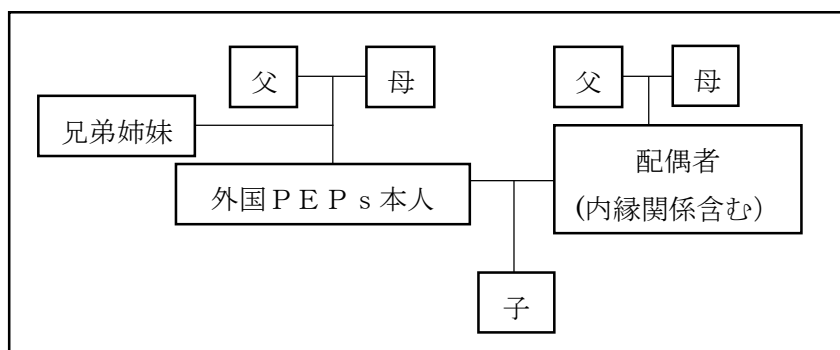
2016年10月1日施行の「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の改正により、金融機関は、お客さまと一定の取引を行うにあたり、お客さまが外国の元首、または外国の政府等において重要な公的地位を有する者等（以下の①～⑥）に該当する方であるかを確認する義務が課されています。

つきましては、新たにお取引いただくお客さま、および既にお取引いただいているお客さまで、外国PEPs等に該当される場合には、お取引店窓口にお申し出くださいようお願い申し上げます。

【外国PEPs等とは、以下①～⑥のいずれかに該当する者（過去にこれらの職にあった者を含みます。）をいいます】

- ① 外国の元首
- ② 外国の政府において以下の職に相当する職にある者
 - ・ 日本における内閣総理大臣、国务大臣、副大臣に相当する職
 - ・ 日本における衆議院（副）議長、参議院（副）議長に相当する職
 - ・ 日本における最高裁判所裁判官に相当する職
 - ・ 日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員に相当する職
 - ・ 日本における統合幕僚（副）長、陸上・海上・航空幕僚（副）長に相当する職
- ③ 外国の中央銀行の役員
- ④ 外国の予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員
- ⑤ 上記①～④に掲げる者の家族（配偶者（内縁の配偶者含む）、父母、子、兄弟姉妹、ならびに配偶者の父母および子）

【外国PEPs等に該当する親族の範囲図】



- ⑥ 上記①～⑤に掲げる者が実質的支配者である法人

以上